

1 混信妨害等の申告及び対応状況

(1) 平成23年度申告受付件数及び内訳

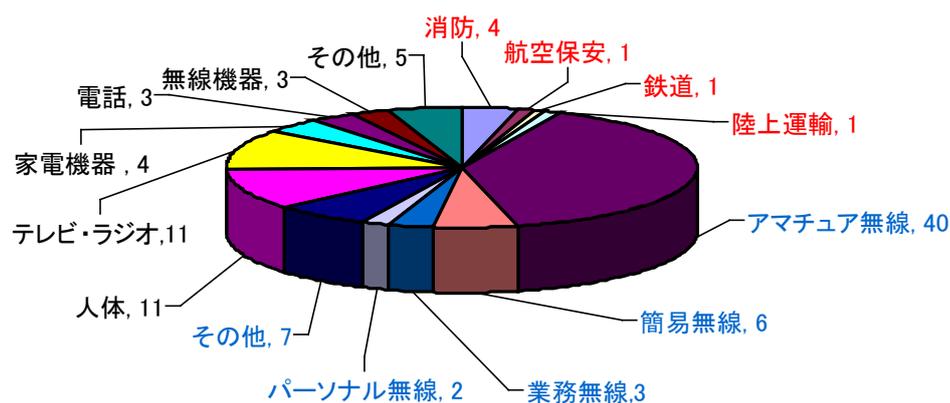
【受付件数:総数】

区分	件数(%)	申告の内訳
重要無線通信	7 (7%)	消防4、航空保安1、鉄道1、陸上運輸1
一般無線通信	58 (57%)	アマチュア無線40、簡易無線6、業務無線3、パーソナル無線2、その他7
電波環境関係	37 (36%)	人体11、テレビ・ラジオ11、家電機器4、電話3、無線機器3、その他5
計	102 (100%)	

申告受付件数

黒字: 電波環境関係

赤字: 重要無線通信



青字: 一般無線通信

【受付件数:新潟県】

区分	件数(%)	申告の内訳
重要無線通信	4 (9%)	消防4
一般無線通信	29 (63%)	アマチュア無線22、簡易無線3、業務無線1、パーソナル無線1、その他2
電波環境関係	13 (28%)	テレビ・ラジオ5、人体3、家電機器2、無線機器2、電話1
計	46 (100%)	

【受付件数:長野県】

区分	件数(%)	申告の内訳
重要無線通信	3 (6%)	航空保安1、鉄道1、陸上運輸1
一般無線通信	27 (56%)	アマチュア無線17、簡易無線3、業務無線2、パーソナル無線1、その他4
電波環境関係	18 (38%)	テレビ・ラジオ6、人体3、電話2、家電機器2、無線機器1、その他4
計	48 (100%)	

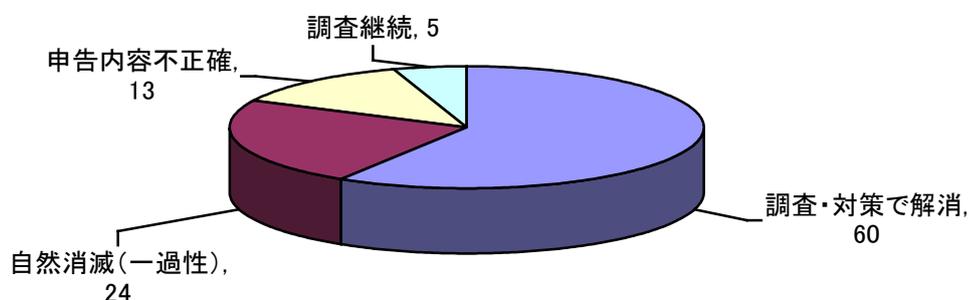
注:新潟県・長野県以外や不明なものがあるため、新潟県と長野県の件数の合計は総数と一致しない。

(2) 申告の対応状況

【対応件数:総数】

対応状況	件数(比率%)
調査・対策(指導・修理等)により解消したもの	60(59%)
調査中又は調査前に自然消滅した(一過性)もの	24(24%)
申告内容が不正確なもの	13(13%)
調査継続中のもの	5(5%)
合計	102(100%)

申告の対応状況



【対応件数:新潟県内】

対応状況	件数(比率%)
調査・対策(指導・修理等)により解消したもの	26(57%)
調査中又は調査前に自然消滅した(一過性)もの	15(33%)
申告内容が不正確なもの	2(4%)
調査継続中のもの	3(6%)
合計	46(100%)

【対応件数：長野県内】

対応状況	件数(比率%)
調査・対策(指導・修理等)により解消したもの	29(60%)
調査中又は調査前に自然消滅した(一過性)もの	9(19%)
申告内容が不正確なもの	8(17%)
調査継続中のもの	2(4%)
合計	48(100%)

注：新潟県・長野県以外や不明なものがあるため、新潟県と長野県の件数の合計は総数と一致しない。

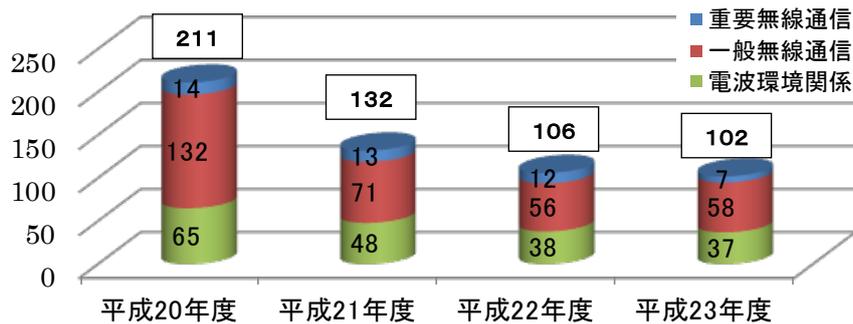
(3) 申告受付件数の年度別推移

【年度別推移：総数】

(単位：件)

	重要無線通信	一般無線通信	電波環境関係	計
平成20年度	14	132	65	211
平成21年度	13	71	48	132
平成22年度	12	56	38	106
平成23年度	7	58	37	102

申告受付件数の年度別推移



【年度別推移：新潟県】

(単位：件)

	重要無線通信	一般無線通信	電波環境関係	計
平成20年度	12	59	27	98
平成21年度	9	30	25	64
平成22年度	9	22	14	45
平成23年度	4	29	13	46

【年度別推移：長野県】

(単位：件)

	重要無線通信	一般無線通信	電波環境関係	計
平成20年度	2	73	38	113
平成21年度	4	41	23	68
平成22年度	3	34	24	61
平成23年度	3	27	18	48

注：新潟県・長野県以外や不明なものがあるため、新潟県と長野県の件数の合計は総数と一致しない。

(4) 申告対応の事例

ア 屋外 LED ディスプレイからの電磁ノイズによる FM ラジオへの障害

FM ラジオにノイズが混入するとの申告を受け、現地調査を実施したところ、屋外に設置された LED ディスプレイから不要な電磁ノイズが発生し、FM ラジオに障害を与えていたことが判明しました。

この LED ディスプレイの保守業者により改修を行い、障害を排除しました。



LED ディスプレイの例

イ 自己設備不良による無線通信への障害

業務用無線に妨害波が混入し通信に支障が生じているとの申告を受け、現地調査を実施したところ、申告者が所有している他の無線機が不具合を起こし、送信状態になっていることが判明しました。

申告者に対しては、当該無線機の点検修理を指導しました。

ウ 電波の異常伝搬による混信

業務用無線に外国語が混入するとの申告を受け、当局の監視施設を使用して電波の監査を実施したところ、大陸方面から到来しているものと思われる電波を捕捉しました。

混信の発生状況や使用されている言語から、電波の異常伝搬^{*}に起因する混信と推定されました。

混信はその後、短時間で自然消滅しました。

^{*}スプラディック E 層という電離層が上空に突如発生し、通常は届かない遠方の電波がこの電離層に反射して届いてしまうことがある。春から夏にかけて発生することが多い。

2 不法無線局の措置(摘発又は指導)状況

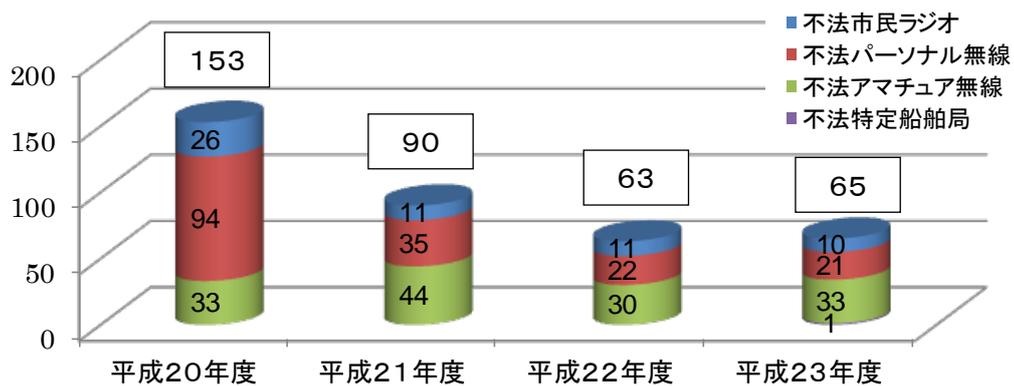
近年の摘発等件数の推移をみると、平成22年度までは減少していましたが、平成23年度はその前年度とほぼ同水準となっています。

【信越管内】

(単位:件数)

		不法市民ラジオ	不法パーソナル無線	不法アマチュア無線	不法特定船舶局	計
平成20年度	摘発	5	17	14		36
	指導	21	77	19		117
	計	26	94	33		153
平成21年度	摘発	2	4	12		18
	指導	9	31	32		72
	計	11	35	44		90
平成22年度	摘発	1	4	5		10
	指導	10	18	25		53
	計	11	22	30		63
平成23年度	摘発	1	6	8		15
	指導	9	15	25	1	50
	計	10	21	33	1	65

不法無線局の措置状況



【新潟県内】

		不法市民ラジオ	不法パーソナル無線	不法アマチュア無線	不法特定船舶局	計
平成20年度	摘発	1	5	0	0	6
	指導	4	36	13	0	53
	計	5	41	13	0	59
平成21年度	摘発	0	1	1	0	2
	指導	2	8	6	0	14
	計	2	9	7	0	18
平成22年度	摘発	0	1	2	0	3
	指導	1	12	10	0	23
	計	1	13	12	0	26
平成23年度	摘発	0	1	2	0	3
	指導	5	10	1	1	17
	計	5	11	3	1	20

【長野県内】

		不法市民 ラジオ	不法パーソ ナル無線	不法アマチ ュア無線	不法特定 船舶局	計
平成20年度	摘発	4	12	14	0	30
	指導	17	41	6	0	64
	計	21	53	20	0	94
平成21年度	摘発	2	3	11	0	16
	指導	7	23	26	0	56
	計	9	26	37	0	72
平成22年度	摘発	1	3	3	0	7
	指導	9	6	15	0	30
	計	10	9	18	0	37
平成23年度	摘発	1	5	6	0	12
	指導	4	5	24	0	33
	計	5	10	30	0	45

(1) 捜査機関との共同取締り実施状況

取締り実施場所	実施月	摘発件数	指導件数	計
長野県木曾郡	5月	PA1,AT2	AT4	PA1,AT6
長野県千曲市	6月	PA2		PA2
長野県飯山市	6月	AT1	PA1	PA1,AT1
長野県佐久市	6月		AT3	AT3
新潟県上越市(海上)	7月	PA1	MSS1	PA1,MSS1
長野県塩尻市	9月	AT1	AT3	AT4
長野県飯山市	10月	AT1		AT1
長野県木曾郡	10月	CB1,PA2	AT2	CB1,PA2,AT2
新潟県村上市	10月	AT1		AT1
新潟県十日町市	11月	AT1	PA1	PA1,AT1
長野県飯山市	11月	AT1	AT2	AT3
計		CB1,PA6, AT8	PA2,AT14, MSS1	CB1,PA8, AT22,MSS1

CB:不法市民ラジオ PA:パーソナル無線 AT:アマチュア無線 MSS:特定船舶局

(2) 電波監視等に基づく指導

管内の高速道路や国道などの主要な道路、車両の集中する場所等において、車両から発射される電波や車両に設置されたアンテナの形状から、不法無線局を搭載していると推定される車両の所有者33名に対して、行政指導を行いました。

車両確認場所	不法CB無線	パーソナル無線	アマチュア無線	計
新潟県	5	9	1	15
長野県	4	4	10	18
計	9	13	11	33

(3) 無線従事者への行政処分

無線局の免許を受けずに自宅に無線設備を設置し、運用していた新潟県内の無線従事者に対して、42日間の従事停止処分を行いました。

3 電波の安全性に関する説明会の実施状況

(1) 「電波の安全性に関する説明会 in 佐久」の開催

- ・開催日:平成23年6月30日
- ・開催場所:長野県佐久市 佐久勤労者福祉センター
- ・講演Ⅰ 「安心して電波を利用するために」
信越総合通信局 無線通信部長 苑田 洋史
- ・講演Ⅱ 「電波の生体への影響と安全性について」
首都大学東京 大学院 理工学研究科教授 多氣 昌生
- ・参加者:63名



(2) 「電波の安全性に関する説明会 in 上越」の開催

- ・開催日:平成23年11月30日
- ・開催場所:新潟県上越市 ホテルハイマート
- ・講演Ⅰ 「安心して電波を利用するために」
信越総合通信局 無線通信部長 神林 喜彦
- ・講演Ⅱ 「電波の安全性とリスクマネジメント」
厚生労働省 国立医療科学院 上席主任研究官 牛山 明
- ・参加者:71名



市民ラジオ(CB無線)

■ 特徴

無線従事者の資格及び無線局の免許は必要なし。
周波数は 26.9MHz～27.2MHz の8チャンネル、電力 0.5W 以下。
送受信機とアンテナが同一筐体に収められている。



合法 CB 無線機

■ 不法局

送受信機とアンテナが分離。
電力は送受信機単体で概ね5Wであるが、ブースターを接続して1kWを超える電力を送出する不法局がある。



不法 CB 無線機

【不法局による妨害事例】

- ・ 電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が乱れる。
- ・ 電子機器(OA 機器等)が誤作動。
- ・ 漁業用無線が使用できなくなる。

パーソナル無線

■ 特徴

無線従事者の資格は必要ないが、無線局の免許が必要であり、無線局情報の入った ROM が無いと電波を発射できない。
周波数は 903.0125MHz～904.9875MHz の 80 チャンネル又は 158 チャンネル、電力5W以下、アンテナゲイン(利得)7.14dB 以下のもの技適を受けた無線設備に限られる。

■ 不法局

俗にスペシャル機と呼ばれる改造機を使用。
免許情報が書き込まれた ROM がなくても電波を発射でき、パーソナル無線で使用が認められている周波数以外での送信、チャンネル固定などが可能。

※改造機は免許状や技適の表示があっても不法無線局になります。

【不法局による妨害事例】

- ・ 携帯電話、MCA 無線が使用できない。



パーソナル無線機

アマチュア無線

■ 特徴

無線従事者及び無線局の免許が必要。
送信周波数は、無線機のダイヤルで任意に設定できるが、周波数により運用できる電波型式が定められている。
無線局の免許により、発射できる空中線電力が異なる。
無線機に変更がある場合は、総務大臣の許可を受ける必要がある。

■ 不法局

無線従事者資格、無線局免許を持たずに運用。
不法改造により、アマチュア無線で使用が認められている周波数帯以外で送信可能にしたり、ブースターを接続して出力をアップしている。

【不法局による妨害事例】

- ・ 重要な無線通信(警察用、消防用、鉄道用等)を妨害し、人命の安全等に支障を来す。



アマチュア無線機